

議案第13号

三朝町の工事請負及物件劣力その他の供給に関する
条例を次のように定めるものとする。

昭和廿八年拾月拾六日

提出

三朝町長

坂

出

雅



昭和廿八年拾月拾六日

議決

三朝町議会議長

天

野

廉



昭和廿八年三朝町条例第 号

三朝町の工事請負及物件労力その他の供給に関する条例

第一 条 工事の請負及物件の購入は法令に特別の定めがある場合を除く外左の場合には町長に於て随意

契約によることができる

一、請負の金額拾万円未満であるとき

二、購入の金額五万円未満であるとき

三、競争入札に付する入札者がなく又は再度入札に付しても尚予定金額に達せなざるとき

第二 条 労力その他の供給は、総て随意契約によるものとする

第三 条 工事の請負に關しては鳥取県建設工事執行規則を準用する

但し入札保証金受請契約保証人及保証金は免除し尚受請価格拾万円未満の場合において必要がないと認めるときは契約書を省略することができる

附 則

1、この条例は公布の日から施行する

2、この条例施行以前に於てなしたる契約はこの規例の規定にかゝらず尚従前の例による

3、三朝町三朝町の工事請負及物件、労力その他の供給に關する条例（昭和二十八年三朝町条例第八号）は廃止する